

特集：社会福祉専門職と社会学

榎田美雄

神戸市看護大学

*E-mail:kashida.yoshio@nifty.ne.jp

Special issue: Social welfare profession and Sociology

KASHIDA Yoshio

Kobe City College of Nursing

1. 本特集の概要

本特集『社会福祉専門職と社会学』は、以下の2本の論文からなっている。

第一論文・政策科学と社会福祉学の方法論から「社会学を基盤とした専門職」構想を
考える（中根成寿）

第二論文・親支援職における社会学的視点とジェンダー視点の必要性——NPOと大学
での支援経験から——（巽真理子）

この2本はいずれも、2018年6月17日に中京大学豊田キャンパスで開催された、第16回日本福祉社会学会大会における「テーマセッション②福祉専門職と社会学」で口頭発表されたものである。

この特集まえがきでは、まずは、テーマセッション公募時（2018年3月）の企画主旨を再掲することで、特集の意義の確認をしていきたい。

【テーマセッション②「福祉専門職と社会学」企画の趣旨】

本テーマセッション（以下TS）は、2017年秋の第90回日本社会学会大会でのTS1「社会学を基盤にした新しい専門職の可能性」を受けて、構想されている。日社では、まず『理論と方法』31巻2号での江原由美子氏の問題提起（「社会学を基盤にした新しい専門職？」）の内容が確認された（江原由美子、2016、「社会学を基盤にした新しい専門職」『理論と方法』31(2).）。

すなわち、「社会においてまだ解決方法が制度化されていない社会問題領域において、当事者の声を聴き、社会関係調整や情報提供によって解決を図りつつ、その問題の深刻さや解決の重要性を社会に伝え」（江原 2016: 320）る仕事が現実に存在し、すでに社会学出身者が、そういう業務を行っているのに、資格がない、という問題の存在が確認され、未来展望として、「社会問題分析という専門性に即して相談者の問題を明らかにできるようなソーシャル・ワークの仕事の確立が必要」（同）といえるかどうか、問題となった。

日社では、江原立論に対して、大きく4つの疑義が出された。即ち、①社会学という学問そのものに、本当にそのような課題に対応する力があるのか、②社会学の現在の教育課程では、

問題解決に必須の、相談技能などを養成する課程が存在しておらず、能力保証ができないのではないか、③社会学専攻の教育を経なくても、科目としての社会学の学習で足りるのではないのか、④すでにある各専門職の職域を争うことは、社会学にとっては得策とは言えないのではないか、の4点である。

今回のテーマセッションでは、非会員演者として、対人支援の業務を社会学の大学院の入学前・中・後に体験されている巽真理子氏に最初にご登壇頂き、社会学視点がない支援業務がどのような困難に遭遇するのか、そして、社会学視点を獲得することがどのように有効なのかをまず議論したい。その後で、会員報告者（公募）から、上記の4点に関係した「福祉社会学的議論」の提起を頂きたいと考えている。

その際「社会学を基盤とした新しい福祉専門職に未来はあるか」という課題だけでなく、現在の福祉専門職（社会福祉士等）にどのような社会学教育（研修）を施すことが必要なのか、という課題についても、扱っていきたい。

結局、合計4名の登壇者で、このテーマセッション②は開催された。

特集掲載者以外では、樫田と、東京大学大学院の中野航綺氏が下記演題で登壇した。

福祉専門職と社会学——このテーマを検討する意義あるいは、専門職の困難と社会学——

樫田美雄（神戸市看護大学）

親支援職における社会学的視点とジェンダー視点の必要性——NPOと大学での支援経験から——巽真理子（大阪府立大学）

政策科学と社会福祉学の方法論から「社会学を基盤とした専門職」構想を考える

中根成寿（京都府立大学）

福祉専門職と社会学——両者の接近を目撃する若手研究者の視点から——

中野航綺（東京大学大学院）

セッションでは、4人がそれぞれ30分ずつ発表し、最後に30分弱の全体討論の時間がとれたので全体討論を行ったが、結局のところ、社会学系の新資格は必要か、という議論の前に、社会学も、ソーシャルワーク（教育）も今の状態でいいのか、という議論をするべきだったと思われた。たとえば、社会学教育論として問いを立てるのなら、①社会学プロパーのための社会学とも、②教養の社会学とも違う、③対人専門職の育成のための社会学、というものを構想することができるのか、できるとすれば、それはどのような社会学なのか、ということが課題になるだろうと思われた。この点については、すでに（樫田，2010）で簡単に論じてあるが、まだまだ不十分だと感じている。議論と研究の継続を期したい。

文献

江原由美子，2016，「社会学を基盤にした新しい専門職？」『理論と方法』31(2)：318-321.

樫田美雄，2010，「周辺への／周辺からの社会学」『社会学評論』61(3)：235-256.

政策科学と社会福祉学の方法論から 「社会学を基盤とした専門職」構想を考える

中根成寿
京都府立大学
naruhisa@kpu.ac.jp

Reconsidering of the Professional license based on Sociology

NAKANE Naruhisa

Kyoto prefectural university

Keywords: Policy Sciences, Social work, Social work Practice

1. はじめに

本稿は、2018年6月に開催された福祉社会学会自主企画シンポジウムの記録である。江原由美子(2016)によって、社会学を基盤とした専門職の構想がなされ、議論が重ねられてきた。その専門職構想についての筆者のこれまでの業務経験からの私見を展開するのが本稿の目的である。

筆者は、社会学で博士学位を取得し、その後、学部にて社会福祉士養成課程（国家試験受験資格取得）に関わってきた。その意味では竹端寛（2018:51）と同じように「社会学の人」と「社会福祉の人」の「汽水域」で泳がざるを得ない存在、と言える。さらに所属学部が2008年に改組改変され「公共政策学部」となったことで、「社会福祉学」に加えて「政策科学」という、「もうひとつの実践の学」を隣で眺めることになった。

社会福祉学は国家資格としての社会福祉士、政策科学は民間資格としての一般社団法人地域公共人材開発機構が認定する地域公共政策士が制度として先行する。

本稿では、社会福祉学・政策科学の学問構成と実践プロセスを紹介することで、社会学が今後、新たな「専門資格」を目指すことへの「分の悪さ」を指摘する。

2. 実践の学問の構成—社会福祉学・政策科学の構成

政策科学は、「in の知識 (knowledge in process)」と「of の知識 (knowledge of process)」という2つの領域から構成されている。前者の「in の知識」は「政策決定過程に対して提供される知識」である。つまり経済学や法学に代表される知識や制度に関する学問である。後者の「of の知識」は「政策決定過程に関する知識」である。これは政策を実施する方法論（図1）にあたる（秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉，2015）。



図1 政策過程の展開プロセス

対して社会福祉学は主に「社会福祉を対象とする他の学問分野（社会学や心理学、医学や法学）」と「実践の方法論（ソーシャルワーク方法論）」に二分される。この点において「in の知識と of の知識」をわける政策科学と、社会福祉学は類似していると言えるだろう（図2）。



図2 政策科学・社会福祉学の構成

つまり政策科学にせよ、社会福祉学にせよ、「実践のための方法論が専門職のために必要である」ことを示している。

話を社会福祉学とその実践の国家資格である社会福祉士養成に絞ろう。社会福祉士の養成課程には社会学がすでにカリキュラムとして含まれている。しかし実際は社会学を「知識」として知っていても「社会学的認識」を十分に身につけない社会福祉士が存在するとしたら、それはひとえに社会学が「社会福祉学の実践における in の知識」の一つ、として位置づけられているからである。具体的には社会福祉士養成のカリキュラム全体 1200 時間（講義／演習／実習）にしめる社会学の時間数（30 時間）の少なさと、国家試験の「社会学」に対応する「社会理論と社会システム」の問題が「統計に関する基本的知識」と「社会学用語・人名を問う問題」でしかないことが、社会学を基盤とした社会福祉士となっていない、ことの要因である。

もちろん、カリキュラムの時間数と国家試験の問題のみで判断することが乱暴なのは承知だが、社会福祉士が社会学的認識をカリキュラムレベルでも保持しているとは言えない。

社会福祉学が多くの学問（社会学・心理学・医学・法学）を知っている「実践の方法論」の学問である以上、例えば「心理学ベースの社会福祉士」が生じる可能性はある。一方で、in の知識（学問）にアイデンティティを持たない「社会福祉学方法論プロパー」の「社会福祉士」も学会において要職年代（大学院入学後 30 年ぐらい）の年齢に到達するようになった。

3. 「社会学」を基盤とした専門職が可能か？

では、社会学を基盤とした新たな専門職は存在可能だろうか？実践のための方法論が脆弱な社会学には、その道程は険しい、と言わざるを得ない。しかも、なぜこのタイミングで？というのが筆者の正直な感想である。2000 年頃、社会学には「構築主義ブーム」が訪れた。既存の社会的認識を「脱構築」することが社会学の仕事として認められたが、社会のニーズは「脱構築」の後の問題解決に関心が寄せられるようになる。

具体的には、社会病理学（社会問題の社会学）を名乗る人たちの一部が「臨床社会学」の道を模索したことがあった。それは「心理学化する社会」に対する社会学の立場からの「抵抗であった」と言える。

繰り返しになるが、実践の学には、実践の方法論を必要とする。例えば社会福祉学の実践は Assessment- Planning- Intervention- Monitoring- Evaluation のプロセスで展開する（図 3）。



図3 ソーシャルワークの展開プロセス

実践の学問である社会福祉学において、支援展開プロセスに関する蓄積は分厚い。副田あけみが「応用学の領分」(副田 2018:18)と呼ぶこの蓄積に対して、社会学がこれを「自前」で用意することはできない。「アセスメントとエバリュエーション」の段階で「社会学らしさ」を発揮することはあるだろうが、実際の介入では社会福祉学の援助技法なり、心理臨床の技法を採用せざるを得ない(中村正 2011:17)。

ともすれば、現状では社会学が独自に実践の技法を開発するよりも、「しっかり調べる＝アセスメントの前半の情報収集」と「問題を定義する＝アセスメントの後半部分」に注力するならば、社会学の貢献が十分に可能である。この段階で医療化・個人化が無批判に導入されると「個人モデル的＝社会の視点に乏しいプランニング」が作成され、「行動矯正・環境適応的」な介入が採用される。問題が改善しなければ、「個人の能力」の問題とされ、治療・矯正が継続する。

社会学は時として、個人モデル的な介入や専門職のパターナリズムに対して、批判的見解を述べてきた(三島亜紀子 2010)。上野加代子(1996)の児童虐待に関する一連の研究は十分にそれを果たしてきたし、当事者学と呼ばれる新しい立場の興隆は専門職のパターナリズムに対する一つの回答であろう。

4. 社会問題・福祉領域の政策動向と社会学を基盤とした専門職への希望

では、政策的には「専門職」には何が期待されているのか。「我が事・丸ごと地域共生社会」の構想が社会保障全般(慢性期医療・介護保険・住宅政策・保育政策)にまたがって構想されている。

社会福祉士を養成する大学等で構成されるソーシャルワーク教育学校連盟(以下ソ教連)はこの構想に対して、社会福祉士の専門性が有効であることをアピールすべく、これまで「社会福祉法人等が運営する施設の内部での活動にとどまっている」と見られがちな(見られている)社会福祉士を、地域における資源開発の担い手として再・定義して(何度も試みているが、まだ足りないという認識のもとに)、カリキュラム改正によって社会(厚生労働省?)への存在感を高めようとしている。

この点においては江原(2016:319-320)の「社会福祉士などのソーシャル・ワーカーは、

制度化されているサービスや援助につなぐことが主な仕事になっており、対応できるサービスや援助の方法が確立していない場合に問題を摘出し支援方法を探っていくこと自体を仕事とすることはあまり強調されていない。つまり相談者の状況を社会に向けて明らかにし相談者の生活問題解決に資する政策提言を行うという活動(一種のアドボカシー)が、仕事内容に含まれていないのだ」という指摘は、ソ教連関係者には「外部の識者に(も)そのように見られている」と受け止められるだろう。だからこそ、再度社会へのアピールとして、社会福祉士の「専門性」を高めなければならないのだ、というのは「職能団体」のロジックとしては自然なものである。

しかしこのアピールがどのように効果を生むだろうか。「我が事・丸ごと」の政策的意図から考えてみる。筆者の見るところ、「我が事」というのは「脱・専門職依存=非専門職・家族・ボランティアの無償労働力・介護力の動員」を意味し、「まる事」というのは「分野横断・専門職の専門性の共通化(基礎カリキュラムの共有と相互乗り入れ)」と推測される。増え続ける社会保障費、法律ごとにわけられた専門職と予算の壁を取り払い、サービスの重複をなくして専門性の集積体である病院や入所施設を利用する人を抑制する。つまりこの「地域共生社会」構想では「非独占業務・低コスト」(報酬が算定される領域の縮小)のサービスと人材が求められているのであって「専門性がある／ない」の論争は職能団体の中の(縮小する報酬算定領域の中の)領地争いにすぎない。

今後確実に増加する「看取り」(=高齢者の死亡場所をどこに確定するか)は病院ではなく、自宅や特別養護老人ホーム、グループホームなどに誘導される。その報酬については「誰が(どの専門職が)看取ったか」ではなく「どこで(病院か在宅か)看取ったか」で決定される。「看取り」では看護職のような独占業務がある専門職ですら、限られた予算を求めて在宅に活躍の場を求め、病院よりも低い報酬で看取りケアを行うことになる。

すなわち高度な専門性を基盤とした単価の高い独占業務の保持そのものが、財政上の都合により「排除」の要因となりうるのである。「専門職」としての「高待遇」を「資格」に期待することも、社会福祉士の現在の社会での扱いを見れば、望み薄と言わざるを得ない。「高待遇」は「資格」によって担保されるのではなく、また「専門性」によって担保されるのでもない。「高待遇」は財政側の都合と職能団体の政治力によって決定される。職能団体の政治力によって、自らの代表を国会議員として国政の場に送り出し、官僚と政策を調整できる政治力をもつことで「高待遇」への道筋が見えてくる。職能団体が、医師・看護師ほどの政治力を持たない社会福祉士・介護福祉士・保育士の「専門職」の「社会的評価」は現状の通りである。

ソーシャルワーカーはその創立期のフレックスナー報告以降、「専門性」を高めるために医師・看護師の養成課程を参考にしてきた(三島 2007)。しかし「専門性」は職能団体の「政治力」によって外部から付与される(独占業務の確立や報酬引き上げ)のであって、資格制度や養成課程・研修の充実にあるのではない。

「社会福祉士」が「我が事・丸ごと地域共生社会」の中で看護師と在宅看護・在宅福祉を巡って競争する現状において、社会学を基盤とした専門職が臨床心理士や社会福祉士と伍していくようなアクションを起こすのはいかにも「分の悪い賭け」と言わざるを得ない。

それよりは樫田が「成功」と評価する、社会調査士にはまだ可能性があると考え。社会調査の「方法」や「技術」は既に確立し、なおかつそれを正しく使いこなせる社会調査士はまだ活躍の場はありうる。

また、生活史調査のように人々の生活を対象に「解像度の高い」記述を行ったり、誠実に調べたりする「技術」、データの改ざんやねつ造をしない「倫理」の普及には、活躍の場が想定できる。

この原稿を執筆している 2018 年 8 月には、障害者雇用促進法に規定される障害者の法定雇用率を巡って、中央省庁や自治体、裁判所でいわゆる「水増し」問題が発覚した。

「働き方改革」の議論では事業所における労働時間調査のサンプル数や調査方法を巡って、国会での議論が紛糾した。官公庁が発表するデータは社会調査の基本的な資源であるが、いわゆる「生データ」が積極的に公開され、研究者による分析の資源として活用されるにはまだその経路は少ない。筆者もかつて生活保護関連の調査のために総務省に対して「全国消費実態調査」の統計データの開示請求を行った経験があるが、その作業の煩雑さを考えると「生データ」を得ることのハードルはなお高い。だからこそ、「生データ」を入手し、データをクリーニングし、サンプルの特性を考慮しつつ、「正しく調べる」技術は今後、社会学の範囲を超えて重要視される可能性は高い。

話を再び社会保障政策に戻す。「病院」や「施設」というニーズが明確な限定化された専門的行為の拠点への予算増加は見込めない。これからの対人援助のメインフィールドは、在宅・地域になる。そこでは人々のニーズが多様化し、援助資源も細切れに拡散する。そこでは時間と空間を限定した領域でのみ通用する専門性ではなく、コミュニティで生きる人、さらにはコミュニティとのつながりから放逐された人々の生活を「捉え」「繋げる」タイプの支援が必須となる(竹端 2018)。

これができれば、「資格」は何であろうが、社会は構わない。専門職が自らの行為を限定化(業務独占)することで社会的評価を高めてきたとしたら、コミュニティでは「無

限定」に「捉え」「繋げる」ことが求められる。

「捉え」・「繋げる」ことの始まりには「調べる」ことが必要であり、社会学専門職が成り立つとしたら、「捉え・繋げ・調べ」た対象を、社会福祉士なり看護師なり公認心理師なりの支援の方法論が確立した既存の専門職におまかせしたらよい、と筆者は考える。

参考文献リスト

- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉，2015，『公共政策学の基礎 新版』有斐閣。
- 上野加代子，1996，『児童虐待の社会学』世界思想社。
- 江原由美子，2016，「社会学を基盤にした新しい専門職？」『理論と方法』31(2)：318-21。
- 副田あけみ，2018，「ソーシャルワーク実践研究の目的」『福祉社会学』15：15-30。
- 竹端寛，2018，「『ソーシャルワーカーの社会学』にむけて」『福祉社会学』15：49-68。
- 中村正，2011，「「加害者臨床」の観点から——暴力加害者への臨床論のために」『法と心理』11(1)：14-20。
- 三島亜紀子，2007，『社会福祉学の「科学」性——ソーシャルワーカーは専門職か？』勁草書房。
- ，2010，「社会福祉の教育と研究における社会学——ある社会学教員の経験から（〈特集〉周辺への/周辺からの社会学）」『社会学評論』61(3)：307-20。

親支援職における社会学的視点とジェンダー視点の必要性

— NPO と大学での支援経験から —

巽真理子

大阪府立大学ダイバーシティ研究環境研究所

mariko@ao.osakafu-u.ac.jp

The Needs of Sociological Perspective and Gender Perspective in the Support Program for Parents in NPO and Universities

Mariko Tatsumi

Osaka Prefecture University

Keywords: Specialist, Sociology, Gender Equality

1. はじめに

本稿では、専門家として親を支援するために重要なスキルを明らかにし、そこに社会学的視点とジェンダー視点がどのように関連するかを示す。

現代日本では少子化対策、地域作り、職場におけるワーク・ライフ・バランス支援など、さまざまな子育て支援が行われ、そこでは親の価値観やライフスタイルを大切にする親支援も行われている。親支援には様々なものがあるが、本稿では筆者自身の経験を活かすために、NPO が行う子育てひろばと、大学における女性研究者支援事業に焦点を絞って議論する。

本稿の構成は次の通りである。次節では日本の子育て支援政策をふりかえった後、親支援の必要性についてみていく。次に第3節で親支援に必要なスキルについて、子育てひろばのスタッフと、大学の女性研究者支援事業のコーディネーターの役割から考えていく。その上で第4節において、それぞれのスキルに社会学的視点とジェンダー視点がどのように関連するかを示す。

2. 「親支援」という視点の重要性

(1) 日本の子育て支援政策

戦後日本において本格的な少子化対策が始まるのは、1990年のいわゆる1.57ショック後である(図1)。日本政府はこの1.57ショックによって少子化傾向に拍車がかかっていることを認識し、少子化対策として仕事と子育ての両立支援対策などの検討を始めた。当初は働く母親を対象とした政策が中心であったが、2002年1月に発表された「日

本の将来推計人口」における晩婚化に加えて夫婦の出生力そのものの低下によって少子化が加速的に進んでいるとの指摘から、父親にも注目が集まるようになった¹。

しかし現状をみると、6歳未満の子どもをもつ夫婦の1日の育児時間は、母親が3時間42分、父親が48分と4倍以上と大きな差がある。一方、有償労働時間は母親が2時間6分、父親が7時間43分と、こちらも3倍以上の差があり（総務省統計局 2017）、共働き世帯が専業主婦世帯の約2倍（内閣府 2018b）となっている現代においても、性別役割分業が固定的なままである。したがって現代日本の少子化対策政策は、固定的な性別役割分業を覆すほどの力をもっていないといえる（巽 2018a）。

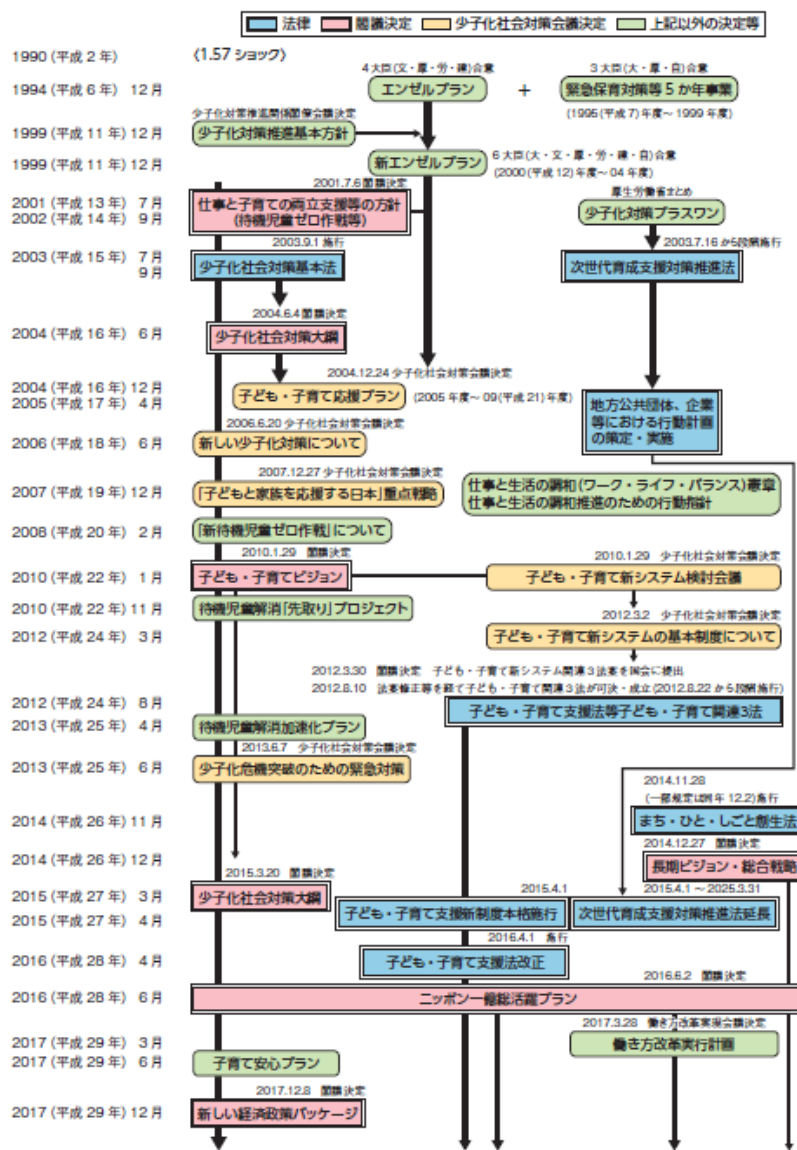


図1 日本の少子化対策政策（内閣府 2018a : 45）

また少子化対策とは違う観点から、ワーク・ライフ・バランスが大きな社会課題となってきた。2007年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使トップの合意として策定された。ここでは男性も含めた働き方の見直しがうたわれ、2010年の改正時には男性の育児休業取得促進のため環境整備等に努めることも追記されている。

このワーク・ライフ・バランスの観点から、職場での子育て支援も進められている。大学の研究者に対しては、2006年から文部科学省が「男女共同参画基本計画」と「科学技術基本計画」に盛り込まれた女性研究者の増加やそのための環境整備を目的に「女性研究者支援モデル育成」を始めた。これは現在まで形を変えながら科学技術人材育成費補助事業として続いており、大学における女性研究者支援および男女共同参画推進の柱の一つとなっている（巽 2018b）。採択機関（大学・研究機関など）は国立大学を中心に102機関に増え、その範囲は46都道府県²とほぼ日本全国に及ぶ（2018年現在）。

他方、地域における子育て支援は厚生労働省が中心となって進めている。その1つである、親と乳幼児に集う場を提供する「子育てひろば」は、家で乳幼児を抱えて孤立しがちな母親たちが、自分たちのような親を作らないために始めた市民活動が発端となっている。たとえば2000年に横浜の商店街の空き店舗から始めたNPO法人びーのびーのは、自宅・公園・スーパーマーケットを母子で孤独に行き来する生活に息苦しさを感じていた母親たちが立ち上げたものである。それはやがて厚生労働省の目にとまり、国の事業「つどいの広場事業」として全国に広められていく（大豆生田 2006）。

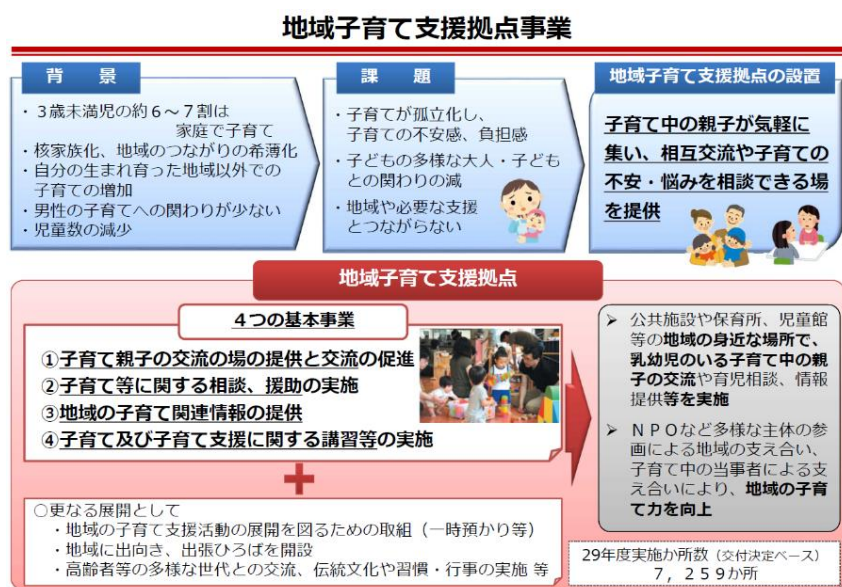


図2 地域子育て支援拠点事業（厚生労働省 2018a）

2002年度に始まった「つどいの広場事業」は、2007年度に児童館の活用も含めた「地域子育て支援拠点事業」として再編された。2018年現在も、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する地域子育て支援拠点事業として位置づけられている（図2）。この事業は市町村を実施主体³として全国で実施され、その実施箇所数⁴は、2007年度の4,409から2017年度の7,259へと1.6倍に増えており（厚生労働省 2018b）、地域におけるニーズの高さがうかがえる。また事業の運営主体は、2017年度現在で社会福祉法人が38.0%、行政直営が34.7%、NPO法人が10.1%である（厚生労働省 2018b）。この中でNPOは一割程度だが、その実施団体数は2014年度の616から、2017年度には713へと増えており（厚生労働省 2017、2018b）、地域における子育て支援の担い手として重要な位置にあると考えられる。

では子育て支援には、どのような視点が必要なのだろうか。

（2）「親支援」という視点の重要性

日本における子育て支援は子ども中心になりがちであり、親は支援の場においても「子どものための親」であることを求められることが多い。たとえば保育園や幼稚園では、子どもの健やかな成長を促すために保育士や幼稚園教諭は子どもに働きかけ、親（主に母親）にもそれに協力するよう呼びかける。つまりここでは、親は「子どものための親」であることが自明となっている。しかし親は子どもが生まれる前から社会で生きてきた個人でもあり、「子どものための親」ではなく「個人としての親」という視点も子育て支援には必要であろう。

ここで参考になるのが、海外の子育て支援プログラムである。たとえばエリザベス・クレアリーが1990年に開発した「スター・ペアレンティング」は、親子間、子ども同士などでの問題解決プログラムで、星型の表に基づいて子どもを指導するためのさまざまな具体的な方法が示されている。ここでは子どもの年齢や発達段階や気質にあわせて、また実際の状況や親子の感情に応じて、どのような方法が一番適しているかをいろいろなスキル（技能）を駆使して試しながら対処することができるようになっており、親が子どもとともに成長しつづけることが目指されている（Crary 2011=2010）。また「ノーバディーズ・パーフェクト」は、1980年代はじめにカナダ保健省と西部4州の保健部局との協力によって開発され、1987年にカナダ全土に導入されたプログラムである。これは「はじめから完璧な親はいない」というコンセプトのもと、参加者それぞれの価値観を尊重し、プログラムの進行役であるファシリテーターからも価値観の押し付けをしないことが大原則となっている（Catano 1997=2002）。

これらの子育て支援プログラムの特徴は、1)親自身の価値観を尊重し、親のエンパワメントを重視していること、2)「親」を母親に限定していないこと、3)子どものニーズに対する親の具体的な対応スキルを重視していることである。1)の「親自身の価値観」には「どのような子どもに育てたいか」ということも含むが、3)子どものニ-

ズに対する親の具体的な対応スキルを重視していることから、これらのプログラムでは子育てを「親が子どもの身体的・情緒的なニーズから出る要求に応じて満たす相互行為と、それによって構築される関係」である「ケアとしての子育て」（巽 2018a）とみていると考えられる。したがって、これらのプログラムは日本で多くみられる「理想の子どもを育てるための親指導プログラム」とは大きく異なる。

このように子育て支援に「親支援」という視点を入れることにより、親は自分の価値観を尊重しながら子育てに関わることができる。日本において親支援というと「親のわがままを許すことにつながり、育児放棄するのではないか」という議論になりがちである。しかし、先にみたスター・ペアレンティングやノーバディーズ・パーフェクトは、親自身がエンパワメントしながら子どものニーズに対応して子育てするためのプログラムであり、親支援が児童虐待につながることはない。逆に親支援によって、親は子育て中も個人としての自分自身を大切にすることができ、育児不安などを取り除くことにつながると考えられる。

3. 親支援に必要なスキルとはなにか：NPO と大学での支援経験から

本稿では日本における親支援の事例として、筆者が運営に関わってきた NPO における子育てひろばと、大学における女性研究者支援事業を取りあげる。では、各支援事業における親支援に必要なスキルとは何だろうか。

(1) 子育てひろば：NPO での支援経験から

表 1 子育てひろばとは（子育てひろば全国連絡協議会，2017）

「子育てひろば」は、

- 妊娠、出産、乳幼児期の子育て家庭が気兼ねなく集まり交流できる場
- 乳幼児期子どもたちが安心して、のびのびと遊べる場
- 子育ての情報を得たり、交換できる場
- 親子が育ち合う仲間と出会える場
- 子育て経験や体験を通じて、親同士が学び合える場
- 親自身が主体となれる場、人との関係性を育める場
- 子育ての悩みに寄り添って聞いてくれるスタッフがいる場
- 地域のボランティアをはじめ、様々な人が子育てに関わり、社会全体で子育てを応援する場

子育てひろばの運営団体の全国組織である子育てひろば全国連絡協議会は、子育てひろばを表 1 のように定義している。これらから子育てひろばでの親支援は、1) 0～3

歳児の親（主に母親）に親同士、地域との出会いの場を提供すること、2)情報提供・交換できる場を提供すること、3)親同士（ピアサポート）もしくはスタッフとの相談の場を提供することだといえる。いいかえれば、親が自分自身を大切に主体となる「居場所」を提供するということである。

「居場所」とは「他者と経験や役割、気持ちを理解し合うことなどによって、安心してそこに居ることができる関係性や場」（巽 2018a : 84）であり、「居場所」を提供するためのひろばスタッフの重要なスキルとして、利用者の子育てのやり方や悩みを否定せず、寄り添うことがある。たとえば1~2歳の子どもが遊びながら食べるなど、食べ方に悩みを抱える利用者に対しては、その悩みを否定せずにまず聴くことが必要である。その上で、一緒にお昼を食べる場を提供して他の子どもが食べる様子とそれへの親の対応を見せる、スタッフ自身の子育て経験を（あくまでも一例として）語るなどの情報提供を行っていく。このような支援を行いながら、利用者自身が子どもの発達や気質と自分の価値観に合う方法を見つけ出し問題を解決していくのを見守っていくことが、利用者のエンパワメントにつながっていくと考えられる。

（2）女性研究者支援事業：大学での支援経験から

他方、大学の女性研究者支援事業は前述のように、文部科学省の科学技術人材育成費補助事業の採択機関を中心に進められている。では各採択機関では具体的にどのような支援事業を進めているのだろうか。本校では、筆者が立ち上げ当初からコーディネーターとして関わる大阪府立大学を事例としてみていく。

大阪府立大学の女性研究者支援事業は、大きく分けると「Ⅰ 環境整備」「Ⅱ 研究者支援」「Ⅲ 研究者育成」の3つとなる（表2）。Ⅰ 環境整備は、大学執行部や各研究科と連携した女性研究者増加のための取り組みや、意識改革のためのセミナー開催、相談窓口の運営などである。次にⅡ 研究者支援としては、子育てや介護などのライフイベント中の研究者に補助者を配置する研究支援員派遣、科研費などの外部資金獲得や英語論文作成などのためのスキルアップ支援プログラム、学内の女性研究者対象の競争的研究費制度である研究実践力強化支援プログラム（RESPECT）を実施している。そしてⅢ 研究者育成として、理系女子大学院生チームIRIS（アイリス）の組織化・運営を行っている。（大阪府立大学ダイバーシティ研究環境研究所 2017；大阪府立大学女性研究者支援センター 2017）。

このうち親支援としては、ライフイベント中の研究者への研究支援員派遣があげられる。他にセミナー開催や相談窓口の運営、委員会運営も、支援が受けやすい環境作り、ひいては親である研究者の職場における「居場所」づくりに貢献しているという意味で、親支援の一つだといえるだろう。たとえば大阪府立大学では相談窓口運営の一環として、女性研究者への個別ヒアリングを実施している。その時にライフイベント中だと判明した女性研究者には、研究支援員制度を案内して利用を促す。実際に研究支援員制度を利

用した女性研究者のリストは、ステアリング委員でもある研究科長に報告する。研究科長は支援が必要な女性研究者を把握することによって、各研究科内での支援のための環境整備に役立てることができ、大学全体における支援体制の整備につながる。

表 2 大阪府立大学の女性研究者支援事業（2017 年度現在）（巽 2018b, p.23）

事業	内容	事務局の主な役割	
I 環境 整備	1.女性研究者増加のための取組	女性研究者研究環境整備計画の策定（各研究科）、女性研究者研究環境整備費制度	・制度設計、規約策定 ・大学執行部、各研究科・部署との調整 ・計画および結果のとりまとめ ・女性研究者研究環境整備費の支払手続
	2.意識改革	シンポジウムやロールモデル・セミナー、ロールモデル・カフェ、ダイバーシティ推進セミナー等の開催	・講師の選任・依頼 ・開催日・場所などの調整 ・集客のための広報 ・開催当日の運営管理
	3.相談窓口	支援センター相談、女性の健康相談、メンター相談、女性研究者への個別ヒアリングの実施	・相談受付・対応 ・相談に関するセミナーの企画・運営 ・ヒアリング実施
	4.委員会運営	ステアリング委員会、運営委員会、外部評価委員会の開催	・会議用資料作成 ・会議運営
	5.研究支援員派遣	妊娠・出産・育児・介護で研究時間の確保が難しい研究者に対して、研究を補助する支援員を配置	・制度設計、規約策定 ・派遣申請の募集 ・研究支援員制度審査会の設置・運営 ・研究支援員の雇用手続
II 研究 支援	6.スキルアップ支援プログラム	外部資金獲得や英語論文作成など、研究者のスキル向上のためのセミナーの実施	・講師の選任・依頼 ・開催日・場所などの調整 ・集客のための広報 ・開催当日の運営管理
	7.研究実践力強化支援プログラム（RESPECT）	女性の研究リーダー育成のため、公開審査会での研究プレゼンテーションによって、採択者を決定し、研究費を付与	・制度設計、規約策定 ・申請の募集 ・公開審査会の設置・運営 ・研究費の使用手続
III 研究 者 育 成	8.理系女子大学院生チームIRIS（アイリス）	IRISが主体的に、小中高校生を対象とした実験教室やセミナー等の企画・運営や、企画実施講習会・企業訪問等の各種研修を通して、サイエンス・コミュニケーションのスキルを磨くことにより、女性研究者を育成する	・IRISの募集 ・審査会の設置・運営 ・イベント実施のための学内外との調整 ・実験材料の購入手続 ・IRIS研修の企画・運営
その他	・上記事業に関わる、学内外との調整、ネットワーク構築 ・事業結果のとりまとめ・報告		

この中で事業を推進するコーディネーターは、時には自らも事業を担当しながら、各事業の進捗状況を管理し、事務局のマネジメントも行う。またネットワーク構築も重要な業務の1つである。それは大学内に留まらず、女性研究者の活躍の場を広げるために、学外の企業や行政などと繋がっていくことが必要となる。その役割をまとめると「研究者のライフイベントおよびワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の整備や研究

力向上のための取り組み、女性研究者の積極採用や上位職への積極登用に向けたスキルアップおよびキャリアアップ支援などを進め、そのために必要な制度やネットワークを構築すること」（巽 2018b）である。したがってコーディネーターには、個人の問題を社会・組織の問題と捉え、支援のために必要な制度やネットワークを構築していくスキルが必要であり、個人支援と組織のシステム改革のための両方のスキルが求められる。

4. 親支援職と社会学的視点、ジェンダー視点

では、子育てひろばのスタッフおよび女性研究者支援事業のコーディネーターという親支援職に必要なスキルには、どのような視点が求められるのだろうか。結論を先取りすると、それは社会学的視点とジェンダー視点である。本稿では「社会学的視点」を「個人的な問題をその背後にある社会的背景や政策、規範からみる視点」（樫田 2010；江原 2016；巽 2018b）、「ジェンダー視点」を「社会におけるジェンダー役割や規範などを考慮しながら、個人的な悩みや困難を、政治的・社会的文脈からみる視点」（井上 2010）と定義して、視点別に各親支援職との関連をみていきたい。

（1）親支援職と社会学的視点

先にみたように大学における親支援では、研究者個人への支援とともに組織のシステム改革が必要である。その際には社会学的視点から「個人的な問題」を「組織の問題」と捉えることによって、研究者個人のニーズに応えるシステム改革をすることができる。たとえば、ライフイベント中で研究時間を取りにくいという個人的なワーク・ライフ・バランスの問題を、大学の若手人材育成やダイバーシティ（多様性のある人材の活用）のための施策と捉えることにより、研究を支援する人を雇用して派遣するという研究支援員制度を大学の公的な制度として発足させることができる。

また支援事業は一時的なものにとどまらず、継続していくことがなによりも重要である。NPOによる子育てひろばには、地域社会のニーズに応えるというやりがいがある一方で、スタッフの収入が少ないために人材の確保が難しく継続性が低いという一面がある（巽2018c）。したがってNPOが組織として継続していくには、経済的基盤をきちんと確保する必要がある。そのためには社会学的視点から、親やNPOの背後にある社会的背景や政策などをきちんと把握した上で、政策や社会的トレンドにもとづいて配分される市町村や企業等の助成金の利用や、時にはクラウドファンディングのように社会的ニーズを訴えて自分たちで資金集めすることも必要である。

大学における女性研究者支援事業では、大学内でその事業の有用性を訴えて予算を確保していくことが継続につながる。事業継続の根拠として、学内での研究者個人のニーズの把握はもちろん、社会学的視点から国際比較や政策などへも目配りすることにより大学がおかれた状況を説明することができる。それが、女性研究者支援事業の必要性および重要性を訴えることにつながる。たとえば国際化が課題となっている大

学であれば、女性研究者比率の国際比較から、日本は欧米に比べて約半分の15.3%

(2015年現在)であることを示し(内閣府 2017)、海外から優秀な研究者や学生を招き入れるためには、女性研究者比率を上げて国際標準に近づける必要があることを訴えることができる。

(2) 親支援職とジェンダー視点

子育てひろばも女性研究者支援事業も、現在の主な支援対象は母親である。また現代日本でも、いまだ性別役割分業が固定的であることは先に確認した通りである。このような社会状況の中で母親を支援していくためには、子育てひろばスタッフや女性研究者支援事業のコーディネーターなどの親支援職が、母性愛神話や三歳児神話など子育てに関するジェンダー規範を把握しながら支援していくことが重要である⁵。

その上で、先にみたように子育てひろばのスタッフの重要なスキルとして、親に「居場所」を提供するために、利用者の子育てのやり方や悩みを否定せず寄り添うことがある。これを実現するためには、その利用者のおかれた状況をジェンダー視点からみる必要がある。たとえば専業主婦の利用者の場合、家事・子育てに専業であることから、働く母親以上に母性愛神話や三歳児神話に縛られがちである。子育てひろばのスタッフは、もし地域のみんなで子育てする方がよいと考えていても、まずは利用者が母親として1人で子育てを抱え込んでしまう状況を理解して、その悩みや不安に寄り添っていく。そのためには、日本社会における固定的な性別役割分業によって、母親が母性愛神話や三歳児神話に縛られがちであるという社会的背景を把握しておく必要がある。

他方、大学における女性研究者支援事業のコーディネーターは、研究者個人への支援と大学組織のシステム改革の両方を進めていく必要がある。その際に研究者個人から汲み取ったニーズを、個人の問題にとどめずに組織のシステム改革につなげていくためには、ジェンダー視点から日本社会におけるジェンダー役割や規範を把握して問題を分析し、周りに示していくことが重要である。たとえば研究支援員制度では審査過程⁶でジェンダー視点が共有されるよう、審査委員に現代日本の性別役割分業の現状を伝え、女性の方が男性に比べて子育て役割および責任を担いがちであることを確認していく⁷。

しかしマミートラック⁸など過剰な配慮による子育て中の女性に対する特別扱いは、長期的な経験の差が昇進などに影響を及ぼすと予想されるため、やりがいを奪われた感覚を覚えることが指摘されている(中野 2014)。したがって職場における親支援では、女性のキャリアアップ・スキルアップ支援も並行して行いながら、昇進などの場面では男女平等に扱うことも重要である。

5. おわりに

本稿では親支援という視点の重要性を示した上で、筆者が関わってきた NPO の子育てひろばのスタッフと大学における女性研究者支援事業のコーディネーターを事例として、親支援職に重要なスキルを明らかにし、そこに社会学的視点とジェンダー視点がどのように関連するかを示してきた。

子育てひろばのスタッフに必要なスキルは、親に自分自身を大切に主体となる「居場所」を提供するために、利用者の子育てのやり方や悩みを否定せず、寄り添うことである。そのためにはジェンダー視点から利用者の置かれた社会状況を理解することが必要である。また NPO が支援事業を継続していくためには、経済的基盤を確保する必要がある。そのためには社会学的視点から、社会的背景や政策を把握して市町村や企業等と交渉していくことが重要である。

他方、女性研究者支援事業のコーディネーターには、研究者個人への支援と組織のシステム改革のための両方のスキルが求められる。それには、女性研究者が置かれた社会的状況を把握するためにジェンダー視点が必要であり、個人的な問題を組織的な問題として捉えるために、そして前述の NPO と同様に、支援事業継続のためにも社会学的視点が必要である。

このように親支援職が親の価値観を大切にしながらエンパワメントしていくためには、社会学的視点とジェンダー視点の両方をもつことが重要である。

本稿の今後の課題として、親支援職だけでなく、組織の他のメンバーも社会学的視点とジェンダー視点をもつための問題提起をしていくことがあげられる。近年では「無意識のバイアス」をキーワードとして、企業や学協会からの問題提起が行われている。「無意識のバイアス」とは誰もが潜在的に持っている、育つ環境や所属する集団のなかで知らず知らずのうちに刷りこまれる既成概念、固定観念であるバイアス（偏見）のことであり、これを色々な判断の過程において評価者が自覚することにより、その影響を最小限に抑えることができる（男女共同参画学協会連絡会 2017）。このような問題提起により、親支援職以外の組織メンバーにも社会学的視点とジェンダー視点の重要性を訴えることができると考えられ、支援事業の推進に大きく貢献することが期待できる。

謝辞

本稿は、JSPS 科研費（基盤研究(C)「大学における男性研究者の子育て支援ニーズの調査研究：女性支援からジェンダー平等へ」JP17K00764、研究代表者：巽真理子）による研究成果の一部である。

註

- ¹ この後、父親への子育て支援策は2010年のイクメンプロジェクト（厚生労働省）によって加速していく。詳細については巽（2018a）を参照。
- ² 和歌山県は、まだ採択機関（代表機関）がない。
- ³ ただし社会福祉法人、NPO法人、民間事業者など「市町村が認めた者」への委託等も可能である（厚生労働省 2018c）。
- ⁴ 実施か所数は交付決定ベース（25年度は国庫補助対象分）であり、すべての事業類型を含む（厚生労働省 2018b）
- ⁵ 他方、父親も固定的な性別役割分業から「一家の稼ぎ主」であることから抜けにくく、子育てに関わりにくいという現状がある（巽 2018a）。たとえば子育ての性別役割分業については、母親が育児を1人で抱えている状態（いわゆるワンオペ育児）によって母親が重い育児責任を担っていることは女性学からよく指摘される。しかし男性学から同じ問題を考えると、母親のワンオペ育児は父親から子育てに関わる権利を奪い、家庭における居場所を失うことにも繋がるという問題もある。今後はジェンダー視点という場合は、このように男女両側からみていくことが重要である。
- ⁶ 大阪府立大学では研究者支援を公平に実施するために、研究者支援員制度審査会を組織して、申請に対してどれだけの支援をしていくかを議論した上で決定している。
- ⁷ しかし近年では、主に女性が稼ぎ手役割を担い、男性が子育て役割を担う夫婦も出てきており、社会全体の傾向とともに、支援対象者の個別ケースも見極めていく必要がある。
- ⁸ 「マミートラック」とは、「出産後の女性社員の配属される職域が限定されたり、昇進・昇格にはあまり縁のないキャリアコースに固定されたりすること」（中野 2015：86）。

文献

- Catano, Janice Wood, 1997=2002, *Nobody's Perfect, the Minister of public Works and Government Services*, (=『完璧な親なんていない!』, 三沢直子監修・幾島幸子訳, ひとなる書房) .
- Crary, Elizabeth, 2011=2010, *STAR Parenting: Tools and Tales*, Parenting Press (=『叩かず甘やかさず子育てする方法』 田上時子訳, 築地書館) .
- 男女共同参画学協会連絡会, 2017, 「無意識のバイアスを知っていますか?」 https://www.djrenrakukai.org/doc_pdf/2017/UnconsciousBias_leaflet.pdf (2018/08/22) .
- 江原由美子, 2016, 「社会学を基盤にした新しい専門職?」 『理論と方法』 31(2) : 318-321.

- 井上摩耶子, 2010, 「フェミニストカウンセリングとはなにか」『フェミニストカウンセリングの実践』世界思想社: 2-104.
- 樫田美雄, 2010, 「周辺への／周辺からの社会学」『社会学評論』61(3): 235-256.
- 子育てひろば全国連絡協議会, 2017, 子育てひろば全国連絡協議会パンフレット.
- 厚生労働省, 2017, 「地域子育て支援拠点事業実施状況 平成26年度実施状況」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html (2018/09/17) .
- 厚生労働省, 2018a, 「地域子育て支援拠点事業とは(概要)」
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kyoten26_5.pdf (2018/04/01) .
- 厚生労働省, 2018b, 「地域子育て支援拠点事業実施状況 平成29年度実施状況」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html (2018/09/17) .
- 厚生労働省, 2018c, 「地域子育て支援拠点事業実施要綱」https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kyoten_youkou_H30.pdf (2018/09/17) .
- 内閣府, 2017, 『平成29年版 男女共同参画白書』.
- 内閣府, 2018a, 『平成30年版 少子化社会対策白書』.
- 内閣府, 2018b, 『平成30年版 男女共同参画白書』.
- 中野円佳, 2014, 『「育休世代」のジレンマ 女性活用はなぜ失敗するのか?』光文社.
- 大豆生田啓友, 2006, 『支え合い、育ち合いの子育て支援——保育所・幼稚園・ひろば型支援施設における子育て支援実践論』関東学院大学出版会.
- 大阪府立大学ダイバーシティ研究環境研究所, 2017, 「ダイバーシティ研究環境研究所 パンフレット」.
- 大阪府立大学女性研究者支援センター, 2017, 「女性研究者支援センター パンフレット」.
- 総務省統計局, 2017, 「平成28年社会生活基本調査」
<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/index.html> (2018/07/16) .
- 巽真理子, 2018a, 『イクメンじゃない「父親の子育て」——現代日本における父親の男らしさと〈ケアとしての子育て〉——』晃洋書房.
- 巽真理子, 2018b, 「大学における男女共同参画推進コーディネーターは専門職になり得るのか? ——社会学を基盤にした専門職についての一考察——」『現象と秩序』8: 17-38.
- 巽真理子, 2018c, 「子育て中の母親にとっての多様な働き方とは」梅田直美編著『子育てと共同性——社会的事業の事例から考える——』大阪公立大学共同出版会: 9-16.

【編集後記】

『現象と秩序』第9号をお届けします。巻頭の特集「社会福祉専門職と社会学」は、第4号と第8号に掲載してきた2つの特集の発展企画であり、3つの特集は全体として、社会学とは何か、現代社会とは何か、という、経験的知識社会学研究の成果であるともいえるでしょう。中根論文は、相対的に自立の程度を高めている社会福祉学と社会学との関係を再考する助けになる論文です。異論文は親支援職の課題とその課題への社会学の貢献可能性が見える論文になっています。ご堪能ください。菅野論文は、出生前検査を精密に論じており、舞弓・榎田論文は、看護学生とSP（模擬患者）との間のコミュニケーションをビデオ映像をもとに詳細に扱っています。いずれも『現象と秩序』誌らしい、経験的研究ということができるといえるでしょう。最後の高橋・榎田論文は、吃音の特殊さ（どもりに対する対策が、つぎのどもりの特徴を生み出してしまうような連続性がある、という特殊さ）に関する社会学的探求が、単なる、吃音という個別領域にあてはまるメカニズムの探求にとどまらずに、「障害一般」「人間コミュニケーション一般」に関する、総合的な社会学的考察の契機にもなり得るはずだ、という主張をしています。つまり、社会学は、主体の意味創造性をこれまで称揚してきましたが、造り上げようとする意味が、当事者（障害者）に見えているとは限らないということ、意味が造り上げられる過程には、他者の反応が組み込まれるため、期待どおりの意味が造り上げられるとは限らないこと、この2つの点において、楽観的過ぎたのではないのでしょうか。高橋・榎田論文では、吃音者のセルフヘルプ・グループの「コンシャスネス・レイジング活動（吃音者としての誇りをもって生きるための、意識覚醒をめざす集団活動）」には、思い通りの吃音者像を十分に社会化できない、という困難があり、その困難には、一般性がある、という主張をしています（と読めると思いますが）が、これは従来の社会学の楽観性に対する問題提起であるともいえるでしょう。本当にそういえるのかご批判を頂ければ幸いです。 (Y.K.)

『現象と秩序』編集委員会（2018年度）

編集委員：榎田美雄(神戸市看護大学)、中塚朋子(就実大学)、堀田裕子(愛知学泉大学)

編集幹事：平田菜津子、尾崎友祐、松田侑子(神戸市外国語大学)

編集協力・印刷協力：村中淑子(桃山学院大学)

『現象と秩序』第9号 2018年 10月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 榎田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074 (榎田研) , e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>